

平成29年5月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 2 日 (火)
午後 2 時 00 分から 午後 時 分まで
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2階)
- 3 議 事 議案第 4 号 農地法第3条の規定による許可申請について 2 件
議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請について 4 件
議案第 6 号 農用地利用集積計画の制定について
議案第 7 号 非農地通知について 1 件
- 4 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 18 名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 米 田 淳 一 | 11 番 和 田 俊 信 |
| 2 番 前 田 稔 | 12 番 青 島 由 弘 |
| 3 番 出 合 正 虎 | 13 番 廣 田 俊 明 |
| 4 番 中 田 進 | 14 番 高 藤 孝 一 |
| 5 番 村 上 健 治 | 15 番 坂 田 信 一 |
| 6 番 高 田 法 定 | 17 番 日 光 義 弘 |
| 7 番 宇 川 傳 治 | 19 番 石 田 義 弘 |
| 8 番 中 島 一 朗 | 20 番 義 浦 英 昭 |
| 9 番 古 村 正 夫 | |
| 10 番 山 崎 和 英 | |

- 欠席委員 16 番 干 場 賢 作
18 番 澤 儀 之

平成29年5月2日農業委員会総会議事録

発言者	発言事項
会長	<p>ご案内の時間となりましたので5月度の総会を開催いたします。皆さん、ぼちぼち水面の照り返しと日差しとでちょっとづつ顔色が変わってきたのではないのでしょうか。あまり慌てて作業をして機械の操作を誤って、事故の無いように気を付けてください。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会5月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 欠席委員は、〇〇委員さん、〇〇委員さんとなっております。 議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第4号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計2件 ○議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件 ○議案第6号 「農用地利用集積計画の制定について」 ○議案第7号 「非農地通知について」計1件</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。 それでは、順次審議いたします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。1ページをご覧ください。 受付番号1番は、面積が15㎡、受付番号2番は面積が36.72㎡でそれぞれ所有権移転により農地の交換を行おうとするものです。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられておりますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。 なお、受付番号1番と2番はそれぞれ関連性があるため、位置図の5ページに総括図を添付してあります。以上です。</p>
会長	<p>では、13番の〇〇地区、〇〇委員さんより1番と2番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦勞様でございます。この件に関しては、今からだいたい45年程前に農地整備をした時に、この田んぼに対して畦畔を入れた際にこのような状態になったということです。〇〇さんがご自分が生きている間に一度土地を整理しておきたいということで調べられて、こういう物件であることがわかったということです。位置図の5ページをご覧ください。赤色と緑色の土地になりますが、これはお互いの話し合いで土地の名義を切り替えるということであり、赤色の所は、〇〇さんから〇〇さんへ。緑色の所は分筆しなくてはいけないんですが、〇〇さんから〇〇さんへ変更するというごこととでございます。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。</p>

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第4号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第4号については「承認」といたします。 続いて、議案5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。2ページをご覧ください。 受付番号2番は、面積が496㎡で、一般住宅敷地へ転用するため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、6ページをご覧ください。 この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号3番は、面積が386㎡で、一般住宅敷地へ転用するため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、8ページをご覧ください。この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号4番は、面積が5,633㎡で、砂利採取に伴う一時転用を行おうとするものです。位置図については、11ページをご覧ください。4番の農地は、農用地ですが、砂利採取に伴う一時転用であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号5番は、面積が20302.9㎡で、貸駐車場へ転用するための申請です。〇〇に隣接した農地であり、その従業員向けの駐車場とするものです。位置図については、13ページをご覧ください。この農地は、市街化傾向区域内農地の第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	11番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号2番について調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご苦労様です。それでは、報告させていただきます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。お二人の関係はお祖父さんとお孫さんにあたります。現在は、3世帯と〇〇さんのお子さんがお2人の8人でお住まいです。手狭になったということで、今回、お祖父さんの方に賃借権で〇〇さんが住宅を建てたいというお話になりました。位置図の7ページをご覧ください。今回、母屋の〇〇番地の隣の〇〇に住宅を建てられます。用水は水道を使用されます。排水については、〇〇番地は〇〇番地と3m以上の高低差がありまして、法面が〇〇番地になっております。〇〇番地との間にU字溝の入った排水路があります。そちらに流されるそうです。下水につきましては合併浄化槽でこの水路に流すそうです。区長をはじめ、〇〇番地の水田を耕作されておられる〇〇さんの同意書も出ておりますので、ひとつよろしく申し上げます。
会長	次に、5番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	今回、申請いたしますのは譲受人が現在〇〇市にお住まいの〇〇さん、〇〇さん。譲渡人は〇〇さんでございます。3筆ありまして、合計で386㎡でございます。〇〇さんは〇〇さんの長女でありまして、ご結婚されたんですが、将来的にご実家の近くで子育てをしたいということで、こちらの土地を賃貸して一般住宅を建てたいということです。雨水につきましては、道路の横に側溝がございます、そちらに流されるそうです。生活排水につきましても、合併浄化槽に流されます。近隣の所有者の〇〇さん、〇〇さん、町内会長さんの同意も得ておりまして、県への申請に必要なものは全て整っております。よろしく願いいたします。
会長	次に、13番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。位置図は12ページをご覧ください。こちらは砂利採取をするということでございます。道路に関しては、広域農道の隣の田んぼからトラックが出入りしまして、道路に出るときに砂利や泥を落とさないようにするという事です。隣接している田んぼには、作業の邪魔にならないように、少し入った所で作業をされるということでした。どうかよろしく願いします。
会長	次に、9番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号5番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それではご報告させていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇のまる〇さんです。こちらに関しては、全部で9件ございますが、一括してご説明させていただきます。申請地は〇〇〇〇番地、外44筆で地目は田となっております。面積は合計20302.9㎡です。位置図の13ページをご覧ください。赤色の所で、〇〇の駐車場の南側に位置します。〇〇の〇〇の所に〇〇から駐車場として借りている所を〇〇へ返却しないとけないということで、こちらを従業員やお客さんの駐車所として使いたいということでした。区域内の中に道路や用水がありますが、これについては譲渡申請と寄付申請について〇〇と協議済みということでもあります。それから雨水等については、現在ある南側の駐車場と今回できる北側の駐車場の間に排水路があって、そちらの方に流すということでした。〇〇地区の区長さん、〇〇組合の組合長さん、それから隣地者等の同意書も提出されております。以上でよろしく願い致します。
会長	それでは、ただいまの2番から5番についてでございますが、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	5番の駐車場は、〇〇さんの従業員の駐車場ですか。
〇〇委員	違います。〇〇の従業員さんのです。
〇〇委員	4番の、先ほど〇〇委員さんから、道路からの出入り口をどうかおっしゃられましたが、これはスーパー農道と農道に面した所だから、特に問題はないんじゃないですか。
〇〇委員	特に問題はないんですが、隣接者から少しでも道路にタイヤの泥などを落さないようにお願いされていて、なるべく砂利採取をする敷地内に落とせるようにということです。
〇〇委員	わかりました。

会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第5号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第5号については「承認」といたします。 続いて、議案第6号「農用地利用集積計画について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第6号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、 「10年以上」の利用権設定が41件で、面積が173,884.05㎡であり新規が4件、更新が37件となっております。 「6年以上10年未満」が6件で、面積が26,729㎡であり、更新が6件となっております。 「3年以上6年未満」が4件で、面積が12,421㎡であり、新規が1件、更新が3件となっております。 「1年以上3年未満」が1件で、面積が829㎡であり、新規が11件、更新が41件となっております。 合計は52件で、面積が213,863.05㎡であり、新規が11件、更新が41件となっております。 申請の内容は7ページから15ページに載っております。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それではただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。
〇〇委員	今回は中間管理機構はなしですか。
事務局	中間管理機構は年間で10月から3月までになっております。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第6号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。 続いて、議案第7号「非農地通知について」、事務局より説明していただきます。

事務局	<p>議案第7号についてご説明いたします。議案書、19ページをご覧ください。</p> <p>長期間耕作されていない農地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かを判断するためのものがございます。平成20年4月15日付けの通達により、19経営第7907号「耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」の第3の規定に基づき判断するものとするものであります。</p> <p>この総会において非農地と判断されますと、次のページ、別紙(案)のとおり非農地通知書を発行し、所有者において地目変更登記をしてもらうこととなります。</p> <p>今回の案件は、〇〇の9筆で位置図については、16ページの通りであります。以上です。</p>
会長	それでは、4番の〇〇地区、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>これは、きっかけというのが今年に入って丸〇地区の万雑の見直しということで、農地の調査がありました。通常は水田野帳というか、水稻を耕作している所を記載している所なんですけど、今回〇〇さんは、市の固定資産税の通知にある水田を記載した所から全体調査との差異が出まして町内会長から指摘があり、現状に合わせようということになり、非農地の申請をすることになりました。先日、事務局から現地確認ということで4月25日に行ってきました。21ページの写真をご覧ください。このような杉林になっておりまして、だいたい40年から50年ぐらい経っているんじゃないかなという風に見てきました。ここは場所的に9筆ありますけど、かたまっているということと、北電の電柱が建っているということもありまして、場所的にはここ相当の場所であるという確認いたしましたのでご報告をさせていただきます。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について何かご質問等ございませんか。
〇〇委員	実を言いますと、私もこういう所をたくさん持っているものですからどういう風になるのかなど。
会長	事務局の方で説明できますか。こういう物件というか農地をそれぞれの担当している地区で抱えていると思います。どのようにすればよいのかということをお聞きします。
事務局	<p>今回の耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準ということで、これは農業委員会で判断するんですが、今回は〇〇の〇〇さんから申請がありまして、農業委員さんと一緒に現地調査に行ってきました。これは農業委員会の方で独自に判断することもできるんですが、最終的には所有者の方で地目変更をしていただく必要があるんで、今回〇〇さんから申請があった件を現地調査をしました。この他にも何件か申請が出ているのですが、順次次回以降の農業委員会の総会で出てくると思いますので、その時はまたよろしくお願ひ致します。</p>
〇〇委員	前にもこういう問題が出ていたと思うんですが、農業委員会で承認すれば変更できるかどうかというのを。
事務局	こちらから20ページにある非農地通知書というものを当事者の方へと、法務局の方へも通知しますので、それを持って法務局の方へ行っただけであれば地目変更ができます。

〇〇委員	<p>手続き的に1、2、3というような申請の順番とか、マニュアルとかを用意してもらったらいいいと思います。私の家の近所に〇〇営農組合に田んぼを預けた人で離農手当がもらえなかった人がおられたんですが、なぜかという台帳では田だけど実際は違うというような所があってアウトになったんです。田になっているけど現況は山林というような非農地があらこちらにたくさんあって、本人は変更の意思があるわけですから、そういう手順を教えるもらって、それに従ってやれば、簡単にできるよということを農業委員には最低知っていただいて、また次の新しい農業委員さんにも継続していただければと思います。現在、非農地の田を現況どおりにすることができればと思っています。</p>
事務局	<p>まず、補足の説明なんですが、去年の総会でも、こういう非農地のことはお話させていただいていたと思います。昔はこういう長年放置されて田が山林のようになっているものには県から指導がありました。違法に植林をして、農地転用してしまいましたという許可をとって、地目を変更してくださいという話になっていたんですが、ここ1、2年は、国や県からはそういう対応ではなくて、委員会の方で積極的に現地調査をしてそういう所を農地でないという通知を出して、地目を正していってくださいという指導をいただいております。去年の年末から年明けにかけて、いろいろと申請が出ておまして、今回が一番最初の調査を行ったうえで通知を出す予定のものということとなっております。申請の流れについては、まず基本本人さん、土地の所有者さんからここは農地ではないと確認してくださいという申請を出していただきます。それをもって、事務局の方で基本的な調査をいたします。農業委員さん等と一緒に現地を確認していただきます。その後、総会で今回のように審議をしていただきまして、確かにこれは農地では無いなということになれば非農地の通知書というものをお出しする予定となっております。この非農地の通知書をもって、通常農地を非農地とするのであれば転用許可がいるんですが、転用の許可書の代わりとして、この非農地通知書を法務局の方へ持って行っていただきます。地目の変更の申請をこちらはご本人さんに出していただく必要があるということになっております。担当の方で法務局の方に以前お伺いして、申請の様式などは確認してあるようなので、申請者さんに申請様式等も含めて通知書と一緒にご案内をできればいいなと考えております。先ほど言われた流れについても、一度、分かりやすいものをまた次回の総会までに作成しまして、こういう流れでして下さいということをご説明していただけるように資料を作りたいと思っていますので、またよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>問題は、登記料については、当然ご本人さんですね。</p>
事務局長	<p>その辺も、昨年から言っている通り、例えば司法書士さんに有料で登記申請する場合などは費用がかかりますが、この場合でしたら登記申請書に添付書類を付けるだけなので、基本的には、こちらで作成する様式についてはご本人が作成され、ご本人が法務局へ持って行って受理される程度の簡単な申請だと思うので、ご本人がこだわられればまた別なんです、そうでなければ個人申請ができる程度の申請だと思っているので、そこらあたりも配慮したマニュアルを作ってお見せする形にしたいと思っています。どちらかというと、国は最近はそのような所は積極的に本来の山林に登記も変えた上で、今ある農地を農地として守っていこうと。基本的にはこういう申請に対しては受け付けて、その都度確認をして非農地通知を出すというスタンスで進めていきたいなと思っています。</p>
事務局	<p>登記手数料については、いらないうことです。土地家屋調査士などに頼めば、代行手数料はかかるということです。</p>

〇〇委員	私ごとですが、4田ほどこういう所があるんです。今までここを山林に変えようとする、現在減反の対象になっているんです。それをやめると部落の町内の減反もどこかでしないといけない。ですので、ずっと今まで税金も納めてきているんですが、以前に減反をしるといった時にみんな杉の木を植えたんです。それは何年かは補助金はもらったけれど、後はもらえなくなったということでそのまま放棄して、それが今度減反しなくていいということになれば、それをこういう風に簡単に申請してできるんだったら、みんなすることになったら、市の税金も減るかもしれません。ですので、こういうことをやってもいいのかどうなのか。
事務局長	それは生産調整でそれぞれの地区でどの程度減反するかという問題と、今の問題は少し性質が違います。地区内の生産調整の面積を確保するためには、それに配慮した調整を進める必要があると思いますし、今の話は山林になっているものをそのままにせず、本人の申請があれば山林として登記していきましょうという話ですので、それとはちょっと区別してお考えにならないと前に進まないと思います。
〇〇委員	今の減反对策の話は20年くらい前の話でしょう。だから、杉はダメで果樹かなんかの時代ですよ。その頃は減反してもせいぜい10%か20%くらいで、今は40%の時代ですからあまり問題にならないと思います。
〇〇委員	来年度から、生産調整も皆さんでやらないといけない状況の中で、生産調整も林地という感じで面積のカウントしてあると思うんです。それを今回のように山林だからとやってしまうと、各々の器の中からその面積が減るということになるので、転作率が変わらないよということであれば、その分どこかでそれなりの面積をしないといけないということになりますので、そこら辺は慎重に対応して非農地認定をされるかどうかは、しっかり話をされてから申請されると思います。どこかで水稻を作られる面積が多分減ると思いますが、それはそれでいいと言われる地域の中ではいいんですが、そうではない場合は、林地として認めてもらえるまでそうやっていかなければならないのかなと思います。
〇〇委員	実際、その田んぼでは米は作れない訳です。米が作れない所を田んぼだと言っているだけでもだめなのではないでしょうか。結局、その中で集めた数が日本国としてあった場合に、全ての田んぼで耕作しようとなった時に、できない所はいっぱいあるはずなので、この際それはなるべく正直に言うべきだと思います。
〇〇委員	はい。おっしゃる通りです。今のご意見は、再生協議会の総会とかもいろいろあるので、そういう所でまた違う角度から発言していけばいいのかなと思います。おっしゃっておられることは間違いないと思います。だから、逆に言ったら2年程前から、国からの指導も少し変わってきたというのはそういう所にも見えるのかなと思います。私も違う所で意見を述べさせていただきます。
〇〇委員	今と同じなんです、〇〇の〇〇さんが言われたように私達〇〇の方でもよくある話なんです。現在残っている農地で田んぼを耕作しているわけですが、今の転作率という問題の中では作れる限り作って下さいという対応をしています。今言われる正規の40%というものを言われた場合に全て今非農地扱いにしてやっていった場合にはどうなるのかというような、言われるような問題が出てくるのかなという心配はあります。もうひとつは、山林になっている所を農地だということについては腑に落ちないところはあります。その辺の取扱いがこうも難しいのかなと思います。
〇〇委員	〇〇にもそういう所はありますが、結局、土改でした農地は地図に載っていますが、自分で作られた農地は地図に載ってないからそのまま作れなくなって、放棄していたら農地法にもかかるということでしょうか。

事務局	地目が田であれば、農地法の制限がかかってきます。
〇〇委員	土改の農地は転作は載るんですが、自分で開拓された田は農地の中には入っていないので。
〇〇委員	田として申請していないだけでしょ。
〇〇委員	一応法務局の方では田になっています。調べたら。野帳には載っています。ただ、土改の図面には載っていない。
会長	ひな形を作って、正規のあれで進めようということで、どれだけ田が小矢部市から減るか。大変なことになるのではないかな。以前の農業委員をしておられた〇〇さんが、そんなことをやったら大変なことになると言っておられました。どうしても田にしたいところがある所があるわけですから。この件については各自、事務局と相談をしながら進めていただきたいと思います。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第7号については「非農地」と判断いたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項はありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他(委員の募集状況について)
会長	今、〇〇さんの方からお話された県の農業会議への提案、要望事項等があれば、7月までの任期の農業委員で責任をもって提案するということになっています。7月20日から新規の方になりますので、それ以前は現在の委員で取りまとめをするということで県の農業会議で決めましたので、6月の総会までに、県への農政の提案等があれば、皆さんお願いします。県知事宛の提案書のコピーが載っていますから、こういう状態で要望しております。これに抜けいているもの。小矢部なりのことがあると思いますから、ぜひまた皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。
会長	それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を出合職務代理よりお願ひいたします。

職務代理	<p>皆さん、お忙しいところお疲れ様でした。今日は、非農地に関する議案が出まして、前々から議題にも上がっていたことなのですが、これから農業委員も新しい体制になって農地の最適化ということがひとつ重要な案件になっていまして、こういうことをしていくのがこれからの農業委員会なのではなかろうかと思いました。これは個人の方もそうなのですが、やはり地域の方、生産組合、農協等の方も巻き込んで、本当にどういう風にしていけばよいかを、人の見回りが一番のひきがねに、転作にしても何にしてもなっているのではなかろうかなと思っておりませんが、そんなことを言ってもいけないので、これからどうしていけばよいかをこういう会合等を通じて、皆さんで考えていきたいと思っております。今日はどうもご苦労様でした。</p>
	5月総会終了

上記のとおり総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名する。

平成29年5月2日

会 長 米 田 淳 一

議事録署名委員 20 番 義 浦 英 昭

2 番 前 田 稔